

福岡市国家戦略特別区域会議（第2回）議事要旨

1. 日時 平成26年9月25日（木） 11:00～11:44

2. 場所 中央合同庁舎8号館 特別大会議室

3. 出席者

石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

高島宗一郎 福岡市長

麻生 泰 福岡地域戦略推進協議会会長

平 将明 内閣府副大臣

西村 康稔 内閣府副大臣

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ委員

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

4. 議題

(1) 認定申請を行う区域計画（案）について

(2) その他（追加の規制改革事項など）

5. 配布資料

資料1 福岡市国家戦略特別区域計画（案）

資料2 追加の規制改革事項

資料3 福岡市提出資料

資料4 福岡地域戦略推進協議会提出資料

（参考資料）

参考資料1 福岡市国家戦略特別区域会議 出席者名簿

参考資料2 提案募集における福岡市関連の規制改革提案

参考資料3 福岡市国家戦略特別区域計画素案（平成26年6月28日第1回区域会議）

○藤原次長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第2回「福岡市国家戦略特別区域会議」を開催させていただきます。

出席者につきましては、時間の制約もございますので、参考資料1の名簿をもちまして御紹介にかえさせていただきます。

1点だけ、民間の代表者につきましては、今回より、福岡地域戦略推進協議会の麻生泰会長に参加いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

また、平特区担当副大臣、西村内閣府副大臣、また、民間有識者といたしまして、特区ワーキンググループ委員の原英史政策工房社長にも御臨席いただいております。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、石破国家戦略特区担当大臣より御発言をいただきたく存じます。石破大臣、よろしくお願いたします。

○石破大臣 座ったままで大変失礼ですが、お許しをいただきたいと存じます。

きょうはお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

福岡市の区域計画につきましては、9月9日に諮問会議での御審議を経まして、エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用する事業を記載いたしました区域計画について、総理の認定をいただき、この認定により、具体的にイベントの開催等の事業が動き出すということでもあります。

この間におきまして、高島市長の大変な卓越した発想、また、マネジメント能力等々、本当に心から敬意を表する次第であります。良い市長さんに出ていただいたなど、関係した者の一人としてありがたく思っているところであります。

いずれにいたしましても、総理が申しておりますように、あと1年半しかないわけであって、先般開催しました会議でも、もう少しスピード感を上げられないのかという御指摘もいただきました。そのことはよく私どもも認識をいたしまして、しかし、何でもかんでもスピードが速ければ良いというものではありませんが、岩盤規制というものを何としても取り払うことの原動力としていきたいと考えているところでございます。

会議も、形式化した会議というのは伝統芸能みたいなところがありますが、そういうことはなるべくやめまして、また私どもとしても承って「検討する。」ということは言わないようにしたいと思っております。私は防衛大臣のときも、農水大臣のときも、自分の役所で文書をつくるときに「検討する。」という文書は絶対だめと、「検討し、いついつまでに成案を得る」ということでなければ意味がないということを書いてまいりました。このセクションにおきましても、そのように心がけてまいりたいと思っているところでございます。

前回6月以降、特に雇用労働相談センターにつきましては、具体的な事業内容が固まってまいりました。本日は、これらの事業を記載しました区域計画案を決定し、速やかに認定申請を行いたいと考えているところでございます。

これによりまして、福岡発のグローバル創業・雇用イノベーション、若い人たちが、あるいは外部から来た人たちがやってきて、本当に活力ある福岡をつくるのが日本を牽引することになると確信をする次第であります。

また、前回の区域会議以降、追加提案がございました規制改革事項につきまして、これまでワーキンググループ等におきまして、関係省庁と協議を行ったところであります。進捗状況についても確認をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退席いただきたいと思います。

(プレス退室)

○藤原次長 では、まず議題1でございますが「認定申請を行う区域計画(案)について」御審議をいただきたいと思います。

まず、資料1につきまして、事務局より説明させていただきます。

福岡市区域会議といたしましては、前回6月28日の第1回会議におきまして、区域計画素案の中に幾つかの具体的な事業を記載させていただきました。先ほど、大臣からお話もございましたが、このうち、エリアマネジメントに係る道路法の特例につきましては、今年9日の特区諮問会議で審議されまして、内閣総理大臣の認定後、具体的な事業が開始されております。

今回の会議では、この区域の主要課題でございます、創業・雇用創出を象徴する事業でございますが「雇用労働相談センター」の設置につきまして、十分な準備が整いましたので、特区法にのっとりまして、資料1の福岡市区域計画(案)としてまとめさせていただいたということでございます。

資料1の2ページ目、このセンターの事業内容は2のところに記載してございます。雇用指針等を活用しまして、高度な個別相談等を行うというものでして、これを11月中に設置する見込みとなっております。

以下、本センターの詳細を記載していますが、設置主体は国でございます。競争入札による事業実施者、専門的な事業者を選定するという形になってございます。

設置場所は、既に福岡市のほうでお考えいただいておりますが、天神地区でございます。後ほど高島市長より詳細な御紹介があると存じますが、市の事業として10月に開始されますスタートアップカフェの中に設置をするという形になってございます。

このカフェの中にセンターを設置しまして、創業希望者あるいはベンチャーへの就職希望者といった方々からの雇用問題の相談に親身に対応するという形で、雇用条件をめぐる労使双方の共通認識を形成するという効果を期待しているところでございます。

iiiに書いてございます実施体制についてですが、センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置するという運びになってございます。

センター長1名ですが、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる

者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定するという形にしております。このセンター長は、組織全体の運営組織であります運営委員会を開催しまして、必要な助言、指導を行う機能を有しております。後ほど、本日、この場で、センター長にふさわしい人物像につきましても、御審議をお願いできればと思っております。

また、代表弁護士ですが、国内外の雇用労働ルールに精通しているような弁護士の中から選任させていただく。いわゆる涉外弁護士でございます。

また、代表相談員につきましても、特に実務に精通していると認められるような相談員の中から選任いたしまして、電話相談あるいは窓口相談を行う相談者の代表役となつていただくということでございます。

ivに書いています、センターの主な事業内容でございますが、主として、弁護士が行います高度な専門性を要する個別相談対応あるいは個別訪問指導、また、相談員が行います電話相談、窓口相談の対応、その他のセミナーの開催などでございます。

センターには、相談員等が複数名、大体3名～5名常駐するという形をとりまして、相談対応時間は土曜日を除きまして週6日、午前11時から午後9時まで、遅くまで相談に乗っていただく、そういった体制を考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございますが、この資料1の区域計画（案）につきまして、まず、高島市長から御発言をお願いできればと思います。

市長、よろしく願いいたします。

○高島市長 高島でございます。

まず、説明に入る前に、石破大臣、そして平副大臣、西村副大臣の御指導を賜りまして、先日、エリアマネジメントに係る福岡市の区域計画、全国第1号で認定をいただいたことに、深く感謝を申し上げたいと存じます。

また、ワーキンググループの先生方、内閣官房の事務方の皆様方には、福岡市が提案した追加の規制改革事項に関しても、関係省庁との折衝など、多大な御尽力をいただいていることに、深く感謝を申し上げたいと存じます。

今日のお話なのですけれども、まずは雇用労働相談センター。新しいサービスや製品や、こうしたものを生み出していくベンチャーというものは、間違いなく新規の雇用を生み出し、活力をもたらすと同時に、既存の企業に新しい付加価値を加えていくという点でも非常に意味があることだと思います。

ところが、ベンチャーに人を採用しようというときに、今、こうしたことのスクールにおいては、雇用というのは1つのリスクになると教えられているわけです。調子がいいときに人を調子に乗って雇うと、後で大変なことになるぞと言われてしまっている。

これは海外から日本で起業しようという方にとってもそうです。日本は非常に雇用ルールが厳しいと。でも、厳密には、厳しいというのではなくて不明確というところが問題なのです。終身雇用が前提となっている多くの日本の企業の場合と、流動化する雇用形態が当然となっている海外の企業では、同じ日本においても判例は異なった形でしっかりと出

ているのです。このあたりが明確になっていないことが問題であって、これをまさに御相談に応じながら、雇用ルールを明確化していこうという、この画期的な取り組みは非常に日本の雇用にとっても大きな意義があると考えています。

福岡市としては、今回、設置される雇用労働相談センターを絶対に成功させるという意味合いで、国による事業と福岡市の施策をプラスして、さらに実効性のあるものに仕上げていきたいと考えております。

その福岡市の施策というのがスタートアップカフェです。カフェといっても、もちろんお茶を飲むだけの話ではなくて、ここで開業に関するワンストップの手続きができたり、ベンチャーに関するいろいろな情報が手に入ったりそこで働きたい人の御紹介ができたり、こんないろいろな情報が集う場所をつくり、その中に雇用労働相談センターをつくるということで、ぜひ成功させたい。

スタートアップカフェに関しましては、具体的には、今、資料3の1ページ目にその機能はあらまし書いています。また、2ページ目にはパースも載せておりますけれども、このようなイメージ図で、自習室ではなくて、異業種の人と人がいろいろな交流をして新しい価値をつくっていきけるような、そんな場所をデザインとしてあらわしていただけるように、現在、考えております。

また、1ページ目にはその機能が書かれておりますけれども、この中で、例えば社会実験を福岡市を挙げてできるような「イノベーションスタジオ福岡」というものも、ソフトとして既に起動しております。それから、情報の提供・相談・交流できるスペースなども設けています。

この件に関して、実は昨日記者会見を福岡市で行いました。今、資料として別紙にこのようなペーパーが載っていると思います。これはきょうの福岡市の新聞です。ご覧いただいているとおり、全ての新聞がスタートアップカフェのオープンに関してこのように記事にしているわけです。福岡の中では、今、非常にこの機運が高まっています。そして、特区というものを絶対にこの福岡から成功させていく、このムーブメントが福岡の中で起きているということが、きょうの新聞からも見ていただけるのではないかと考えています。

今回、御議論いただくセンターに関して、ぜひ区域計画として認定をいただいて、さらに、ここに機能を充実していくためにも、今、お願いしている開業手続のワンストップ化も、ぜひこの中で実現していきたいと思っております。

福岡市としても、できること、可能なところから取り組んでいきますので、さらにお力添えをお願いします。

もう一つ、ここは女性も、学生も、高齢でリタイアされた方も、企業で働いて第二創業を考えている人も、ここに来ればいろいろな情報が手に入るという場所にしていきたいと思っております。

ベンチャーは優秀な人材を獲得していくのが大事なのですが、今、御承知のとおり、日本の学生においては大企業志向というものが非常に強くなっています。これを変えていく

ためにもベンチャーにおいてインターンシップをしていきたいのですが、そのときに、ぜひベンチャーにおいてはインターンシップ中の就職の働きかけをさせていただきたいと考えているわけです。

そういった中で、実際にこういう既存の大企業ではなくて、これから価値をつくっていく、一緒に夢を追っていくという部分を、インターンなどを使って実際に体験をしていただいて、そういう中で夢にかけてみるという選択肢をぜひつくっていききたいと思うのです。

既に福岡としてできることはやっています。具体的には、福岡都市圏のほとんどの大学、専門学校が加盟をしている、福岡都市圏大学の連絡協議会というものをつくっているのです。その中でも、各大学必ずインターンを単位として認めるようにということで、今、お話しも進めているところでごさいます、ぜひこうしたものの中で、実際に働いてみる、こういうこともできていけばいいなと思っておりますので、特に、センターとプラスアルファの部分の規制緩和に関しても、既にお願ひしているところでごさいます、お力添えをお願ひしたいと考えております。

私からは以上です。

○藤原次長 高島市長、ありがとうございました。

本件資料1につきまして、御発言がございましたら、お願ひいたします。

麻生会長、いかがでしょうか。

○麻生会長 私は本当に今回、こういう形で福岡市を選んでいただいて、私ども民間事業者として、非常にやりがいと、責任も一緒に感じております。

大臣がおっしゃったように、非常に恵まれた首長のリーダーで、ビジョンを持っていらっしゃる、こういう形で進めていただいているので、我々民間としてもこれについていきたい。

特に、創業の機会というものを立てやすくなった、つくりやすくなったということで、福岡はロケーションとしてアジアに近いということで、恵まれているところが多くて、非常に期待感がある中で、こういう特別な措置をしていただくということで、勢いにつき、我々もバックアップ、我々という意味は、民間企業者として大いに応援していき、全体を上げるというよりも、まずは一番伸びそうな福岡市を上げることで全体を引き上げていくということを、我々ビジネスサイドからもバックアップしてまいります。

○藤原次長 ありがとうございます。

ワーキンググループの原委員、いかがでしょうか。

○原委員 先ほど高島市長もおっしゃられましたが、もともとの出発点は、日本の人材市場の流動性が低い。そのため、特にスタートアップ企業において優秀な人材を確保することが難しいという問題がございまして、そこを解決していくためにはどうしたらいいのかということで、昨年来ずっと議論をして、国家戦略特区法の中で、雇用指針、それから、それに基づく雇用労働相談センターを立ち上げたわけでごさいます。

福岡市のセンターで、制度に基づいて、指針に基づく相談対応というのは、もちろんや

っていただくわけですが、運用していく中で、より重要なことは、もともとの目的である人材の流動性をいかに高めていくか、スタートアップ企業でいかに優秀な人材を確保していくかということのために、もっとこういうことをしたらいいのではないかと、運用されていく中でどんどん出てくるかと思えます。先ほど、追加的なインターンシップのお話でしたが、こういった問題は運用の中でどんどんと吸い上げていただいて、出てきた問題については私どものほうで、ワーキンググループでも議論をして、さらに解決をしていくと、そんな流れができればと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

○藤原次長 ありがとうございます。

センター長の人物像等につきましても、こちらで御議論いただければと思うのですが、平副大臣あるいは西村副大臣、コメントございますでしょうか。

○平副大臣 本当にこの雇用労働相談センターは、国家戦略特区法案のときから非常に焦点になっていて、そのとき私は法案修正を担当していましたので、何とかこれをしっかり守って、こういう形で実現してよかったなと思っております。

そういう観点からも、ベンチャーのことをよくわかっている人で、しっかりベンチャーの相談に乗れる方というのがいいのだと思うのです。ですから、要は、今まで弁護士に任せていて、なかなかそこは明確化しなかったということがありますので、戦略的にグレーゾーンを排除していける、活用する側が安心として使えるという現場感覚が極めて重要だと思いますので、センター長というのはそういう方になっていただき、それを代表弁護士がしっかりとリーガルの部分についてはサポートをすると、そういう体制が重要ではないかと思えます。

○藤原次長 ありがとうございます。

西村副大臣、お願いたします。

○西村副大臣 念頭に置いておられるのはベンチャーで、新しい日本を担っていくような人材、企業を福岡から興していこうと。特に、福岡市には集積のメリットもあるということで、そこから始めて九州全体、あるいは日本全体にということだと思っておりますが、あわせて、海外にも行っていただいて、外資系企業の誘致もやっていただいたりしておりますので、麻生会長がおっしゃったような、アジアとの近さ、この利点を生かして、ぜひ日本の玄関口として、ほかの多くの都市もそうなるうとしていますけれども、よりメリット、可能性の大きい福岡市で、外資系企業にもどんどん来てほしいと思えます。

そういう意味では、今、平さんがおっしゃったビジネスの現場感覚のある人、経験のある人、ベンチャーのことに詳しい人、あわせて国際感覚のある人が良いと思えます。外資系の企業も日本の雇用慣行というのは不透明でよくわからないという声が多い一方で、市長がおっしゃったように、実は判例は積み上がっていますので、それをよく見るといろいろなことができるということですし、さらに明確化しようということで、我々競争力会議でも議論していますので、ぜひそういう感覚のある人、国際感覚、グローバルな感覚、外

資系企業のことともわかる、そういう企業にとっても、ああいう人が会ってくれるのだったら相談に行こうかという雰囲気の出るようなセンターであってほしいなと思いますので、そういう観点からの人材をまた見つけていただければと思います。

○藤原次長 高島市長、何かコメントございますか。

○高島市長 今もまさにお話しいただいたとおりの人物だと思いますし、もう一つ、あえて加えるならば、発信力というところも大事かなと。つまり、雇用に関してはがちがちな思い込みがある。海外からもそう見られているし、国内でもそう思われていることに関して、実は判例で見ると、ちゃんとその企業に応じた形の判例が出ているのですよということをしっかり発信ができる、そうしたネットワークと発信力がある方が加えてあると望ましいかなと思います。

○藤原次長 皆様より御意見いただきました。ありがとうございます。

センター長の人選につきましては、また今後調整をさせていただくということでよろしゅうございますか。

それでは、資料1につきまして、この区域計画（案）について、本日の区域会議で決定することとさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○藤原次長 次回の国家戦略特区諮問会議に諮った上で、速やかに内閣総理大臣の認定申請手続に入らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題2「追加の規制改革事項など」に進ませていただきます。

資料2をごらんになっていただければと思います。

前回の区域会議から先週までですが、福岡市から御提案がございました規制改革事項、合計8項目ございます。先ほど市長からもコメントがございました開業ワンストップセンターあるいはインターンシップなども入っていますが、これにつきまして、基本方針の通りまして、関係省庁との協議を行わせていただきまして、結論時期あるいは措置の時期も含めて、一覧表に整理をさせていただいております。

まだ未調整のものにつきましては、引き続きワーキンググループでも各省と精力的な折衝を行っているというところがございますが、特に、航空法上の高さ制限の話等々につきましては、ワーキンググループでも相当何度も御議論をいただいたということもございません。

まず、ワーキンググループの原委員から、検討状況について御紹介をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○原委員 では、何点かに絞って申し上げますが、今の航空法の高さ制限の問題については、現行の制度ですと、個別の建物ごとに審査をしないといけないということで、エリア全体で都市計画を進めていくときに時間がかかってしまうという問題がある。そんな御提案でございました。

ワーキンググループでも何回か議論いたしまして、一度は福岡市さんにも入っていた

いて、国土交通省さんと3者で協議をするというスタイルでもやらせていただきました。

結論として、エリア全体で一定の目安を示す、一定のこの程度の高さであれば大丈夫ですよということについて、目安を示していただけるということで、御回答を国土交通省さんからいただいております。

具体的に、どれぐらいまでオーケーなのかというところについてはこれからだと思いますので、もし何か回答が、また時間がかかるとか、不十分な、余りに高いものだけを示しているとか、そんなことがもしあるようであれば、引き続きまたワーキンググループでやらせていただきたいと思いますと思っています。

ほかの点で、何点か申し上げますと、外国人創業人材、法人設立の手續などについても、ワーキンググループで何度か議論をしております。この表に整理をいただいているように、次期国会に向けてということで、議論を進めているところでございます。

特に、創業人材を含めたさまざまな外国の人材については、根本的な問題として、行政の裁量によっていろいろなルールが定められていてよくわからないという問題があると承知をしております。そういったところを解決できるようなルール化ができていけばいいのではないかとということで議論しています。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

この追加事項につきまして、高島市長より御発言をお願いいたします。

○高島市長 ありがとうございます。

まとめて全体でいいですね。まず最初に、さまざまなことに関して、民間委員の皆様の大変な御尽力があって、このように具体的な時期の目処も含めてお示しいただいたこと、大変感謝をしております。ありがとうございます。

まず第1が、スタートアップの税制に関してです。税制改正要望を提出いただいているということで、大変期待はするわけですが、コンパクトにもう一度意味だけをお話しさせていただきますと、法人税を納めている企業自体が福岡でも当然、そんなに多いわけではありません。その中で、ベンチャーで黒字を出して法人税を納めているところもそんなに数はありません。

だから意味がないのではなくて、そうした原資が少ない中で、世界で最もビジネスがしやすい環境をつくりたいと総理はおっしゃっているわけです。日本の一番のとがりをつくっていくのが特区である中で、では、実効税率をシンガポールの17%より低く設定するということは、原資が極めて少ない中で、とても大きな発信力と鋭さになっていくものと考えているわけです。

日本はアベノミクスで国家戦略特区を行っている。実はその中では、5年以内の企業は17%以下なのだということの、言葉としての発信力の強さというものは、海外に対するインパクトはものすごく大きいものだと思いますので、納めている企業が少ないという話ではなくて、そこの発信力という意味でもぜひお願いをしたいと考えております。

今、お話をいただいた、特に航空法の高さ制限。福岡は、空港が極めて近くて便利だと大変評価をいただいております。余談ですが、税収伸び率はこの3年間、全国の政令市で一番税収も伸びているわけです。それぐらい勢いがあるにもかかわらず、福岡に移転してこようかという企業が、実は幾つか帰ったところもあるのです。

どうしてか。福岡の一番中心である天神地区、博多駅周辺、ここが建てかえる時の条件が悪くなっているということです。その一つが、航空法の高さ制限で、これを突破すれば、今、本当に30年、40年、50年経った建物が天神地区にたくさんあるのですが、これらの建替えが進むのです。

今もこれを建てかえていこうという具体的なプランもあるのです。資料3の5ページにお示しをしているものは、実は、福岡市役所の真隣なのですけれども、このように具体的に、幾つかのエリアにこういったものがあります。避雷針などは航空法の高さ制限以上のものが既に建っていて、避雷針をよけて飛行機が通っているわけではないわけなのです。まさにこうしたものは、今でも個別対応ではできていることなので、エリアとしてまとめて高さ制限を緩和いただきたい。既に民間需要はたくさんありますので、具体的なプランもありますので、スピード感を持って、ぜひこれも実現させていただきたいと思います。また、今回、住宅の容積率の特例措置も追加で提案しています。よろしく願います。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

麻生会長より御発言をお願いしたいと思います。

○麻生会長 市長との繰り返しになりますけれども、やはりパンダといいますか、ひきつけるものとしてのタックスというのはものすごく大きいと思うのです。

市長が言われたように、創業時の最初の3年、5年で利益はあまり出ませんから、法人税を落としてでも、国の税収のダウンにはダメージは非常に小さいし、ひきつけるパンダとしての、世界で一番創業しやすい、シンガポールより低い、それと同時に、今回の政府はそれほどまでに1回1カ所つくってみようというエネルギーとミッションとアピールは非常にある。政府にダメージはあまりない中で、アピール力はすごくある。

では、そんなことを福岡にやってみようかとおっしゃるかもしれないですけれども、これは特区だからやってみて、どれだけ成果があるか見ようぜという意味でこの形を出していただければ、非常に我々も海外の人たちを説得しやすく、やるなら日本に行ってみようかと、アジアの拠点はベースがしっかりしている、法治国家である日本に足場を置くのだったら出してみようかというような形で選ばれる意味での、法人税を著しく目立たせるといのが1つの、お国にとってそんなにダメージがない中でアピール力はあると思います。

○藤原次長 ありがとうございます。

税制改正要望につきましては、先ほどお話もございましたが、来年度に向けまして、こちらの要望を念頭に置きました要求をさせていただいているところですが、その点も含めまして、追加要望全般につきまして、両副大臣、いかがでしょうか。

○平副大臣 ちょっと税制のほうが遅れているというか、御承知のとおり、違うプロセスなものですからちょっと遅れていますが、そもそも規制緩和と税制を一体でやるのが国家戦略特区だったと思います。

私、自民党のときにベンチャー政策を取りまとめたときに、実は創業10年間法人税ゼロという提案をしたのです。そのときの財務省側の回答が、繰越欠損があるから、税金を実質払っていないから一緒でしょうという理屈なのです。その理屈でいけば、まけてやればいいではないかという話なのです。

ですから、10年か5年かは別として、実際は資本を食い潰して数年間はやる。利益が出て繰越欠損で税金がかからないというのが現実ですから、国の財政にほぼ影響がないのであれば、メッセージとしてはしっかり出すというのは極めて重要だと思いますが、一方で、ちょっと違う政治プロセスなものですから、これは一緒に戦っていく必要があるし、石破大臣もぜひ先頭に立って戦っていただければと思います。

○西村副大臣 かつて私も税制を党でまとめたときに、エンジン11だったと思いますが、ゼロ特区で11カ所はゼロにしようということも提案した1人でありますので、ぜひ税制を実現すべく頑張っていきたいと思っておりますし、財務大臣にもぜひ言っていただきたいと思っております。

それから、1点、これは事務局に質問ですが、税制要求は別に福岡だけではなくて、大阪も東京も特区は全部対象になるわけですね。どちらにしても、ベンチャーだからそんなに大した金額ではないのだと思いますけれども、ぜひこれは理論武装をよくしながら、法人税全体の動きとも絡みながら頑張っていければと思います。

それから、年内に措置する、結論を得るということで、幾つかインターンシップの話や調達の話がありますが、年内できるだけ早く進め、12月まで待つことはないと思います。きのうの議論でも出たようにスピード感を持ってほしいということもありますので、ぜひ早めに結論を得るようにやっていただければと思いますし、我々も必要があればまた各省と調整したいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

○藤原次長 お願いします。

○平副大臣 あと1件、航空法の高さ制限なのですけれども、私も羽田空港が地元なものですから、蒲田の駅などは高さ制限がかかっているのです。一方で、飛行機を見ると、性能も非常によくなって、はるか上空かなたを飛んでいる。

ただ、国際的なルールが飛行場の周りは何メートル、もしかしたら条約とかそういう制約もあるかもしれないので、条約上できないものはなかなか規制緩和というわけにはいかないで、その辺よく整理をしていただきたい。

これができれば福岡だけではなくて大阪とか、東京とか、みんなかかわってきますので、そこは論点整理をしておいてください。

○原委員 私の理解している範囲で、もし補足があればしてください。

一応国際ルールで、逆すり鉢状というのでしょうか、滑走路周辺にこういうようなエリ

アの目安をつくっていて、それを外れて、それよりもちょっと高い場合であっても、例えば既に建物が建っていますとか、そういう場合については個別審査でオーケーになっているのですね。

今回の福岡市さんのお話は、既存の建物ですり鉢の一定の目安以上に高いものが建ってしまったところについて、もうちょっと高い物を建てて、エリア全体でやってもいいのではないかという御提案であります。

○藤原次長 若干補足しますと、それに加えて、国交省のほうでも既に数量的な基準をかなりルール化されているのですけれども、それが通達のレベルになっておりまして、周知が徹底されていない。できるだけビルの建設者、開発者に対して周知すべく、いろいろホームページの公示等々今、努力をされておりますけれども、このあたりをさらに徹底し、また、個別の審査の際に、いろいろな例外的に判断する事項もあるようですから、そのあたりの基準も徹底していただく必要があると考えます。

最後は個別の審査なので、先ほど申し上げたように三者の協議のようなところで、透明なプロセスのもとで議論していただくということを、今、ワーキンググループでは御尽力いただいているところでございます。

○麻生会長 この観光分野も、1つまだこれからのペンディングになっているのですけれども、私は今回、一緒に進めている福岡のFDCというのと一緒に提案しており、その会長もしているわけですけれども、それと同時に、九州全体の経済の会長もしているのですが、そういう中で、観光をこれだけお国が1,000万を2,000万にしようと言っているスピードの中で、我々九州は3.5倍にすることをコミットしました。九州観光推進機構という7県全部での推進機関を含めて、しかも、自動車産業、鉄鋼に続いて観光を九州の基幹産業にしようとして、そういう形で導いていくときに、福岡が、ここに書いてあるような出入国手続などの迅速化が進めば、一段と勢いをつくと思うので、ここの御推進の迅速化、円滑化も今、討議していただいておりますが、ぜひともよろしく願いいたします。

○藤原次長 会長に資料4をいただいておりますが、資料の御紹介はよろしゅうございましょうか。

○麻生会長 よろしいのでしたら。

○藤原次長 お願いいたします。

○麻生会長 それでは、説明させていただきます。

ここにFDCと、英語なのですけれども、Directive Councilというところで、実際、今回の特区にあわせて我々が提案したのではなくて、FDCと福岡市とは前から何らかの特別なものをつくらうという動きで前から進めておりました。ここに書いてありますように、ほとんどの主力の経済界、あるいはお役所も顧問として入っていただいて、今まで進めてきております。

そして、昨年9月に創業特区を提案させていただきました。

3ページにございますように、MICEというのが1つの売りでございます。ミーティング、

インセンティブ、カンファレンス、エキシビジョンがありまして、そういう中で、何と福岡市は東京に次ぐ第2の、日本で一番MICEが集まっている、年間の実績を持っております。そういう中で、この特区があればさらに加速をしていくということで、福岡はそういうポテンシャルを持っているところであるというのが3ページであり、4ページでは、創業特区での活動を今までしてきたこと。既に動いております。ソフト面、ハード面、いろいろな形で動いておりますので、そこら辺の動きも既にありますので、これからも今回を機会に加速をしていきたいということで進めております。

私が申し上げたかったのは、今回のことをつくったのではなくて、福岡市長は前々からこういう形で進めていきたいということで温められていて、経済界側もそれをバックアップし、行政も応援していただいているという特区の推進の母体が既にできている。

これだけ言うと、では、お前、スピードをしっかりとかけろよというプレッシャーになるわけですが、そういう形で進めておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○藤原次長 ありがとうございます。

高島市長、両副大臣、まだお時間がございますが、御発言がございましたら、お願いいたします。

○高島市長 既に前回、認定をいただきましたエリアマネジメントに関して、認定いただきましたので、早急に、具体的に、これがMICEの誘致にどう具体的に力になっていくのか。日本のドリルの刃となるイメージが湧くように、福岡市としてはしっかり取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回、雇用労働相談センターの話をさせていただきました。福岡市として、これにさらに福岡市の施策としてのスタートアップカフェという中でパッケージをして、ほかの施策も盛り込みました。

これはたまたまTSUTAYAさんが今回落としましたので、こういう仕事をクリエートしていく場が新しくできるというのは、日本にこれまでなかった空間なのです。仕事をつくる場、そこで仕事が生まれていく場などというのはなかったわけです。ある意味、福岡というのがドリルの先端としてこういう場をつくって、もしかすると、これを全国展開という形で、日本全体でこういうベンチャーを支援するような場ができていけば、今、開業率4%、これを何とかしなければいけないという日本の課題に対しても、いいモデルとなれると思っておりますので、そうした部分も視野に入れながら、福岡としていいモデル、いい事例を、絶対に成功事例をつくっていききたいと思います。

○藤原次長 ありがとうございます。

先ほど、西村副大臣から御質問がございましたけれども、税制についてでございますが、福岡市からの要望をほぼベースにしてございますが、全ての特区で活用できる形での要望をさせていただいておりますので、お答え申し上げます。

両副大臣、いかがですか。

○西村副大臣 あまり進んでいない区域もある中で、関西圏はきのうも2回目を開催して順調に進んでいるのですが、関西圏の場合、医療にかなり重点を置いてやっていますので、ビジネス、ベンチャーや外資系など、こういうところを念頭に置いての特区は、今、福岡に一番先端を走っていただいています。何とかこれを早くやって、アベノミクスの次の章において、ベンチャーあるいは外資系企業がもっと来るといふところのグローバル化の、あるいは新しいイノベーションを起こしていく起爆剤になっていただきたいと思っておりますし、特区全体が本当に進むのかと世界から注目を浴びていますので、ぜひ福岡でその面を推し進めていただきたいと思っております。我々も全面的に応援をしていきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

○藤原次長 平副大臣、いかがですか。

○平副大臣 東京も頑張ります。

○藤原次長 それでは、最後に、石破大臣からも御発言をいただければと思います。

○石破大臣 ありがとうございます。

わくわくするような話が最近ないので、こういう話はいいなと思っております。

麻生会長がおっしゃるように、観光客を増やすと言っても、出入国に時間がかかって、来たところで嫌になってしまうということになるのではどうやって人をふやすのだという話になります。CIQ議連というのがあって、私はその会長をやっているのですが、人を増やせと言うと、公務員の数がどうだとかこうだとかみたいな話が出てくる。それで観光客が増えなければどうするのということなのです。

そうすると、どれだけ民間でできるのか、これはまた国際的にどうなのか、国内の理屈だけではなくて、妙なものに入って来られては具合が悪いねということもありますので、とにかくこれを突破しないと観光客などは増えはしないです。別に議連の会長として言うわけではないですが、それもやらないといけないことだと思っておりますので、どうか、このお話をさらに強くしていただきたい、要するに、この話は国家公務員の数の問題なのです。ここをどうするのだ、だから民間にということがどれだけできるのか、一緒に考えさせていただいて、先へ進めたいと思っております。

飛行機の話は、社会的規制なので、要は、安全ならそれでいいでしょうという話なのだと思うのです。そこは航空局とどんな話になっているのか、平さんが言うようにものすごく高いところを飛んでいるわけですが、ただ、福岡空港は私もしょっちゅう使うのですが、下りてくるときにかなり低いところを飛びます。

だから、安全なのですという話をきちんとして、早く結論を出さなければいけないことですが、そこはどうなっているのか、また私も調べてみたいと思っております。まちづくりのために必要なことであれば、安全性が確保されていけばやりたいというお話でございましょう。

法人税の話は、多分、福岡だけ得したいなどというせこいことを考えているわけではなくて、うまくいけば、あまねく広げれば良いことなのだと考えますし、それを福岡が先陣

を切ってやってみるというお考えでよろしいわけですね。

○麻生会長 はい。ビジネスはすごく動くと思います。

○石破大臣 そういうお話なのだと思います。だから、税の理屈からいうと、何で福岡だけなのだ、みたいな話になるのでしょうかし、それも法の下の平等とかそんな話まで出てくるのかもしれませんが、平さんが言ったような、それは繰越欠損の制度でできるからでしょうみたいな、いかにも役人みたいな話をしているにもかかわらず、そこはどうやって、まさしく発信力を持つかということだと思っております。

どうぞ、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○藤原次長 大臣、ありがとうございました。

本日の皆様からの御意見を十分踏まえまして、11月の雇用労働相談センター設置に向けまして、事業者選定と事務作業のほうも進めてまいりたいと思います。

また、資料2にございます事項、さまざまな御議論をいただきましたが、引き続き、各省との調整を進めてまいりたいと思います。

それでは、時間になりましたので、第2回福岡市区域会議を終了させていただきます。

次回の日程等につきましては、事務局より後日、御連絡申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。